

令和5年4月13日

報道関係者 各位

令和5年島原半島文化賞受賞者の決定について

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

記

1、令和5年受賞者（団体2件）

松倉重政公報恩法要実行委員会 <島原市>
雲仙市吾妻町はた保存会 <雲仙市>

2、授賞式 名称 第41回島原半島文化賞授賞式

とき 5月13日（土） 午前10時

ところ 島原文化会館中ホール

備考 宮崎康平賞小中高生文芸コンクールと同時開催

3、受賞者の概要 別紙参照

4、参考資料 島原半島文化賞運営要領（別添）

5、その他

昭和58年から令和4年までに個人52件、団体27件が受賞。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



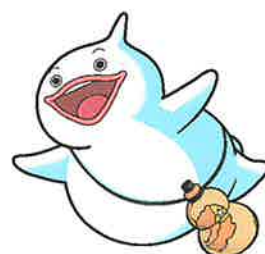
担当：島原半島文化賞運営委員会事務局

（島原市教育委員会社会教育課）

社会教育文化班 担当：林田

電話：0957-68-5473

E-mail：shakyo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和5年島原半島文化賞受賞者（内容は推薦書の抜粋）

1. 受賞者及び種別：松倉重政公報恩法要実行委員会

（まつくらしげまさこうほうおんほうようじっこういいんかい）「団体」

(1) 代表者：代表 松尾 卓次

(2) 住 所：島原市

(3) 発足年：平成28年

(4) 推薦理由

- ① 島原開基の祖であり、今日の島原半島繁栄の基礎づくりに尽力した松倉豊後守重政公の事績を正しく顕彰するため、重政公の命日である11月16日に、墓所在の清光山江東寺の公墓前で祭事を行っている。令和4年に第6回となった。
- ② 代表の松尾氏は、多年、島原城解説員として、松倉重政公の研究を続け、今でも明君として慕われている前任地大和五条に於ける功績や島原半島に於ける島原城築城、城下町街並み整備の他、千々石防風林、諏訪の池築堤、多様な生産基盤の整備など、先進地である近畿地方の成功事例を島原半島に適用して、民力向上に尽そうとした先見性や功績を、広く認識してもらいたいと考え、活動を行っている。
- ③ 近年、島原市では島原城築城400年記念事業に取り組んでいるが、その動きに呼応して、松倉重政公の事績を理解しやすいものとして伝えるため、松倉重政公入国400年記念供養祭を実施している。
- ④ 高名な歴史小説家の影響もあり、それに追随する論者からも歴史の虚構や単純な善悪対比の俗説が多く、松倉重政公の治世が不当に貶められているとして、その誤りを正し、少しでも実像に迫ろうとする研究及び実践に取り組んでいる。

(5) 島原半島文化賞運営要領該当事項

第2項第2号ア 伝統文化の継承及び保存に関する活動



江東寺「藩主松倉豊後守重政の墓」

（島原市提供）

令和5年島原半島文化賞受賞者（内容は推薦書の抜粋）

2. 受賞者及び種別：雲仙市吾妻町はた保存会（うんぜんしあづまちょうはたぼんかい）「団体」

(1) 代表者：会長 田原 洋（たはら ひろし）

(2) 住 所：雲仙市

(3) 発足年：平成4年

(4) 推薦理由

- ① 地域に古くから伝わる伝統文化のはた（ケンボソー、ヤツカド、ササンマル、カサネオオギ、サダクロウ、コウモリ）の製作技術の保存を目的に、平成4年に発足。以来、地域に根ざした活動方針のもと、雲仙市の伝統文化の継承に寄与している。
- ② その活動は地元小学校等におけるはた作り教室のほか、県内外の様々なはた揚げ大会に参加するなど、市内のみにとどまらず、島原半島の風土や文化のPRも積極的に展開している。
- ③ 令和4年度は、コロナ2019により小学校等での活動が制限されたものの、発足30周年の節目にあたり、はた揚げ大会の実施や、雲仙市吾妻町ふるさと会館に飾られていた巨大はたを新調するなど、積極的な活動を行った。
- ④ 令和4年度活動実績

4月 はた揚げ大会実施（県内各地のはた保存会も参加）

30周年を記念し吾妻町ふるさと会館のはたを新調

1月 定期総会及び新春はた揚げ

3月 一般向けのはた作り講習会を実施予定。

※例年、2月に吾妻町内小学校におけるはた作り指導や3～4月は九州各地のはた揚げ大会へ参加しているが、コロナ2019の影響で中止された。

(5) 島原半島文化賞運営要領該当事項

第2項第2号ア 伝統文化の継承及び保存に関する活動

第2項第2号イ 地域文化の創造及び振興に関する活動



令和4年4月 はた揚げ大会
(雲仙市提供)



発足30周年を記念し、新調された吾妻町ふるさと会館の巨大はた。伝統的な柄や配色、寸法を忠実に守っており、大きさは2mを超える。
(雲仙市提供)

島原半島文化賞運営要領

1. 目的

この要領は、宮崎康平氏の生前における活躍とその功績を後世に永く顕彰するため、島原半島における文化の向上に寄与した個人又は団体に島原半島文化賞（以下「文化賞」という。）を贈ることとし、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 文化賞の対象及び基準

(1) 文化賞の対象となる者は、島原半島において文化活動の発展のため著しい活動と貢献のあった個人又は団体の中から毎年2件以内とする。

(2) 文化賞の対象となる活動は、次のとおりとする。

ア 伝統文化の継承及び保存に関する活動

イ 地域文化の創造及び振興に関する活動

ウ 芸術文化の振興に関する活動

エ 国際文化交流に関する活動

オ その他特に表彰に値すると認められる活動

(3) 文化賞の表彰基準は、原則として3年以上の活動実績があり、現在も活動を継続しているもので次のいずれかに該当するものであること。

ア 活動に継続性があり、地域の文化活動として今後とも地域に根ざすことが期待できること。

イ 活動内容に創意があり、他に類似するものがないか、又は先駆的であること。

ウ 活動を通じて地域住民の文化活動の活性化に影響を与え、地域の文化活動の模範となることが期待できること。

3. 表彰の方法

表彰は、宮崎康平賞小中高生文芸コンクール表彰式式場において行うものとし、被表彰者には、賞状及び記念品を贈与する。

4. 運営委員会

(1) 文化賞の運営に関する重要な事項を審議するため、島原半島文化賞運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (2) 運営委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- (3) 委員長及び委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもつて充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5. 候補者の推薦

島原市、雲仙市及び南島原市の社会教育課又は生涯学習課は、第 2 項の規定に該当する個人又は団体で表彰するに価するものがあると認めるときは、島原半島文化賞（個人）推薦書（様式第 1 号）又は島原半島文化賞（団体）推薦書（様式第 2 号）に必要な書類を添付し、運営委員会に提出するものとする。

6. 表彰の審査会

- (1) 表彰を受けるべきものの審査及び決定並びに表彰に関する重要な事項を審議するため、島原半島文化賞審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- (2) 審査会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- (3) 委員長及び委員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもつて充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- (5) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7. 運用

文化賞の運用は、宮崎康平碑建設実行委員会及び有志者から寄せられた浄財を原資として運用するものとする。

8. 庶務

運営委員会及び審査会の庶務は、島原市教育委員会社会教育課において処理する。

9. 委任

この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

10. その他

この要領は、令和 3 年の文化賞から適用する。

別表第 1（第 4 項関係）

	職名	備考
1	島原市長	委員長
2	雲仙市長	委員
3	南島原市長	委員

別表第 2（第 6 項関係）

	職名	備考
1	宮崎康平碑の会代表	委員長
2	島原文化連盟委員長	委員
3	雲仙市文化連盟会長	委員
4	南島原市文化協会会長	委員
5	島原新聞社代表	委員
6	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の幹事	委員
7	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の前月の幹事	委員
8	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の前々月の幹事	委員
9	島原市教育長	委員
10	雲仙市教育長	委員
11	南島原市教育長	委員

様式第 1 号（第 5 項関係）

島原半島文化賞（個人）推薦書

現 住 所			
氏 名			
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	職 業	
過去の受賞歴			
推 薦 理 由			

島原半島文化賞運営委員会委員長 様

年 月 日

推薦者氏名

印

様式第2号（第5項関係）

島原半島文化賞（団体）推薦書

団体の所在地	
団体の名称	
代表者の役職 及び氏名	
推薦理由	
参考事項	

島原半島文化賞運営委員会委員長 様

年 月 日

推薦者氏名

印